

今後の方向性（たたき台）

- 中央教育審議会においては、平成28年12月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」の答申（以下「答申」という。）をとりまとめた。答申では、学習評価の重要性や観点別学習状況の評価の在り方、評価に当たっての留意点などの基本的な考え方を整理した上で、「指導要録の改善・充実や多様な評価の充実・普及など、今後の専門的な検討については、本答申の考え方を前提として、それを実現するためのものとして行われること」を求めている。
- 本ワーキンググループでは、同答申¹を踏まえ、新学習指導要領の下での学習評価の在り方について、これまで議論を行ってきた。以下は、これまでの議論を整理し、その基本的な考え方や具体的な改善の方向性についてまとめたものである。

【基本的な考え方について】

答申では、「子供たちの学習の成果を的確に捉え、教員が指導の改善を図るとともに、子供たち自身が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするためには、学習評価の在り方が極めて重要」として、その意義に言及している。

- 指導と評価は学校教育の根幹である。新学習指導要領が育成を目指す資質・能力を子供たちに着実に育むためには、新学習指導要領の趣旨を踏まえて、指導と評価の充実を図ることが必要である。
- 一方、評価については、例えば、
 - ・ 学期末や学年末における事後的な評価に終始してしまうことが多く、評価が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない、
 - ・ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数やノートの取り方など、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭し切れていない、
 - ・ 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない、

¹ 答申に向けた議論の過程においては、教育課程部会の下に設置された教科等別のワーキンググループにおいて「議論の取りまとめ」をそれぞれ行っている。これらの取りまとめにおいて各教科等の特質に応じた学習評価の在り方を整理している。

- ・ 相当な労力をかけて記述した指導要録が、次学年や次学校段階において十分に活用されていない、
といった指摘もある。

○ こうした課題に応えるとともに、平成 30 年 5 月に公表された教員の勤務実態調査（速報値）の結果を受けて設置された「学校における働き方改革特別部会」において教師の働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、学習評価の在り方についても、

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと、
 - ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと、
 - ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは大胆に見直していくこと、
- を基本として、特に以下の点を中心に検討する。

【観点別学習状況の評価について】

答申では、「観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、『知識・技能』『思考・判断・表現』『主体的に学習に取り組む態度』の3観点に整理することとし、指導要録の様式を改善することが必要」とされている。

また、「資質・能力のバランスのとれた学習評価を行っていくためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動に取り組ませるパフォーマンス評価などを取り入れ、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を行っていくことが必要である」とされている。

(観点別学習状況の評価について)

- 今回の学習指導要領改訂では、各教科等の目標や内容を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理している。「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の評価に際しては、このような学習指導要領の規定にそって評価規準を作成し、各教科等の特質を踏まえて適切に評価方法を工夫することが適当である。
- 観点別学習状況の評価の更なる定着につなげる観点から、評価の段階及び表示の方法については、現行と同様に3段階（ABC）とすることが適当である。

(「知識・技能」の評価について)

- 「知識・技能」の評価は、各教科等における学習の過程を通じた個別の知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについて評価するものである。
- このような考え方は、現行の評価の観点である「知識・理解」（各教科等において習得すべき知識や重要な概念等を理解しているかを評価）、「技能」（各教科等において習得すべき技能を児童生徒が身に付けているかを評価）においても重視してきたところであるが、新学習指導要領に示された

知識及び技能に関わる目標や内容の規定を踏まえ、各教科等の特質²に応じた評価方法の工夫改善を進めることが重要である。その際、事実的な知識とその概念的な理解とをバランス良く問うようなペーパーテストの工夫改善を図るとともに、児童生徒に文章による説明をさせたり、実際に技能を活用させたりする場面を設けるなど、多面的・多角的な評価の実施に留意が必要である。

（「思考・判断・表現」の評価について）

- 「思考・判断・表現」の評価は、それぞれの教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等³のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかについて評価するものである。
- このような考え方は、現行の「思考・判断・表現」の観点においても重視してきたところであるが、新学習指導要領に示された各教科等における思考力、判断力、表現力等にかかわる目標や内容の規定を踏まえ、各教科等の特質に応じた評価方法の工夫改善を進めることが重要である。
具体的な評価方法としては、ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動に

² 特に芸術系教科の「知識」については、一人一人が感性などを働かせて様々なことを感じ取りながら考え、自分なりに理解し、表現したり鑑賞したりする喜びにつながっていくものであることに留意することが重要である。

³ その際、小学校学習指導要領解説総則編（平成29年7月 文部科学省P37）における以下の指摘を踏まえることが重要である。

「『知識及び技能を活用して課題を解決する』という過程については、中央教育審議会答申が指摘するように、大きく分類して次の三つがあると考えられる。

- ・ 物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、目的や場面、状況等に応じて互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
- ・ 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

各教科等において求められる「思考力、判断力、表現力等」を育成していく上では、こうした学習過程の違いに留意することが重要である。」

取り組ませるパフォーマンス評価などを取り入れながら多面的・多角的に行うことが考えられる。

（「主体的に学習に取り組む態度」の評価について）

答申では、「『主体的に学習に取り組む態度』と、資質・能力の柱である『学びに向かう力・人間性』の関係については、『学びに向かう力・人間性』には①『主体的に学習に取り組む態度』として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることに留意する必要がある」とされている。

また、「主体的に学習に取り組む態度」については、「挙手の回数やノートの取り方などの形式的な活動」ではなく、「子供たちが自ら学習の目標を持ち、進め方を見直しながら学習を進め、その過程を評価して新たな学習につなげるといった、学習に関する自己調整を行いながら、粘り強く知識・技能を獲得したり思考・判断・表現しようとしていたりしているかどうかという、意思的な側面を捉えて評価することが求められる」とされている。

- 上述の通り、答申では、「学びに向かう力・人間性」には、①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分があることに留意する必要があるとされており、新学習指導要領に示された各教科等における学びに向かう力、人間性等にかかわる目標や内容の規定を踏まえ、各教科等の特質に応じた評価方法の工夫改善を進めることが重要である。
- 「主体的に学習に取り組む態度」の評価を行うに際しては、心理学等の学問的發展を踏まえて、いわゆるメタ認知（自己の感情や行動を統制する能力、自らの思考の過程等を客観的に捉える力等）など、学習を行う上での自己調整が重視されていることに留意する必要がある。
- すなわち、単に粘り強い行動や積極的な発言等を行ったという状況の評価するということではなく、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、自らの学習の進め方について試行錯誤するなど学習の自己調整を図りながら、より良く学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価しようとするものであ

る。

このため、本観点に基づく評価としては、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けて粘り強い取組を行おうとしているかという意思的な側面が認められ、かつ、②①の粘り強い取組が、自らの学習の自己調整を行いながら、より良く学ぼうとするために行われているか、という二点が求められる。なお、このような取組は、従来の「関心・意欲・態度」の観点の下でも、各教科等の学習内容に関心をもつことのみならず、より良く学ぼうとする意欲をもって学習に取り組もうとする態度を把握するという趣旨で、本来重視されるべきものであり、この点を改めて強調するものである。

- したがって、①の「粘り強い取組を行おうとする意思的な側面」が認められるとしても、②の「自己調整を行いながら、より良く学ぼうとする意思的な側面」が十分ではない場合には、「主体的に学習に取り組む態度」の評価としては、基本的に「十分満足できる」(A)とは評価されないことになる。
- これは、「主体的に学習に取り組む態度」の観点については、学習に対する粘り強さや積極性といった児童生徒の取組のみを承認・肯定することではなく、その方向が学習改善に向かって行われているかどうかを含めて評価することが必要であるとの趣旨を踏まえたものであることによる。仮に、①の「粘り強い取組を行おうとする意思的な側面」が認められても、それが学習改善につながるものでないのであれば、肯定的に評価をすることはかえって児童生徒に対して誤ったメッセージを与えることになりかねないことに留意が必要である。

なお、①の児童生徒の「粘り強い取組を行おうとする意思的な側面」を評価することの重要性を指摘する声もあるが、②の「自己調整を行いながら、より良く学ぼうとする意思的な側面」までを包含した観点としての「主体的に学習に取り組む態度」の性格を踏まえた評価を行うべきである。①について特筆すべき事項がある場合には、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」において評価を記述することも考えられる。
- また、「主体的に学習に取り組む態度」の評価は、知識及び技能を習得させたり、思考力、判断力、表現力等を育成したりする学習場面にかかわって、その意思的な側面を捉えて評価を行うものであり、その評価の結果が「知識・技能」や「思考・判断・表現」など他の評価の観点に関わる教師の指導や児童生徒の学習の改善に生かされバランスのとれた資質・能力の育成を図ると

いう視点が重要である。すなわち、この観点のみを取り出して、その形式的態度を評価することは適当ではなく、他の観点と合わせて行うこととなる。

この考え方に基づけば、単元の導入の段階では観点別学習状況の評価にばらつきが生じるとしても、指導と評価の取組を重ねながら授業を展開することにより、単元末や学年末の評価の結果として算出される3段階の観点別学習状況の評価については、観点ごとに大きな差は生じないものと考えられる。例えば、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の各観点について、「CCA」や「AAC」といった評価結果は、例外的な場合を除いては想定されない。「知識・技能」及び「思考・判断・表現」が「A」の場合には、基本的に「主体的に学習に取り組む態度」は良好であると判断されることから、このようなケースにおいて、「主体的に学習に取り組む態度」を「C」と評価することには極めて慎重であるべきである。

- 具体的な評価の方法としては、児童生徒による自己評価、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、他の児童生徒による相互評価、教師による行動観察等を評価材料とすることが考えられるが、各教科等の特質に応じて、児童生徒の発達の段階や一人一人の個性を十分に考慮した適切な方法を検討する必要がある。例えば、文章での記述が不得手な児童生徒に対しては、個別に話を聞いたり、発言が少ない児童生徒に対してはノートやレポート等から意見を見取ったりするなどの工夫が重要である。
- また、教師としては、児童生徒を的確に評価することができるような授業デザインを考えていく必要がある。すなわち、自らの理解の状況を振り返ることができるような発問をすることや、他者との協働を通じて自らの考えを相対化する場面を設けることなどが重要である。その際、「主体的に学習に取り組む態度」については、自己調整に向けた取組のプロセスには個々人に差異があることから、特定の型にはめた指導に基づいた評価にならないように配慮することが必要であり、的確に評価することが難しい場合は、授業自体を改善することも考えるべきである。
- なお、「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、学習改善につなげていく観点から、早い段階での介入や支援が特に重要となる。記録を集めることに終始して、学期末や学年末になるまで必要な指導や支援を行わないまま一方的に評価をするようなことは不適當である。

(評価を行うタイミングや頻度について)

- 平成 28 年の中央教育審議会答申では、毎回の授業で全ての観点を評価するのではなく、単元や題材などのまとまりの中で、指導内容に照らして評価の場면을適切に位置付けることを求めている。しかしながら、実際には、毎回の授業において複数の観点を評価する運用が行われていることも多く、教師にとっては評価の「記録」が常に求められるとともに、児童生徒にとっても、常に教師による評価にさらされるため、新しい解法に積極的に取り組んだり、斬新なアイデアを示したりすることなどが難しくなっているとの指摘もある。

したがって、日々の授業の中では児童生徒の学習状況を把握して指導に生かすことに重点をおきつつ、「記録」としての「知識・技能」及び「思考・判断・表現」の評価については、原則として単元や題材等のまとまりごとに、それぞれの仕上げの段階で評価を行うこととする。また、学習指導要領に定められた各教科等の目標や内容の特質に照らして適切な場合には、単元や題材ごとに全ての観点別学習状況の評価の場면을設けるのではなく、複数の単元や題材にわたって長期的な視点で評価することを可能とするとも考えられるが、その場合には、児童生徒に対して評価方法について誤解がないように伝えておくことが必要である。

【指導要録の改善について】

答申では、「観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、『知識・技能』『思考・判断・表現』『主体的に学習に取り組む態度』の3観点到に整理することとし、指導要録の様式を改善することが必要」とされている。

(高等学校における観点別学習状況の評価の扱いについて)

- 高等学校においては、従前より観点別学習状況の評価が行われてきたところであるが、地域や学校による取組の差が大きく、形骸化している場合も多いとの指摘もある。文部科学省が平成 29 年度に実施した委託調査では、高等学校が指導要録に観点別学習状況の評価を記録している割合は 13.3%にとどまる⁴。そのため、高等学校における観点別学習状況の評価を更に充実する観点から、今後発出する学習評価及び指導要録の改善等に係る通知の「高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項

⁴ 平成 29 年度文部科学省委託調査「学習指導と学習評価に対する意識調査報告書」(平成 30 年 1 月、株式会社浜銀総合研究所)

等」において、観点別学習状況の評価に係る説明を充実するとともに、指導要録の参考様式に記載欄を設けることとする。

(指導要録の取扱いについて)

- 教師の勤務実態を踏まえ、指導要録のうち指導に関する記録については大幅に簡素化し、学習評価の結果を教師が自らの指導の改善や児童生徒の学習の改善につなげることに重点を置くこととする。具体的には、
 - ・「総合所見及び指導上参考となる諸事項」など文章記述により記載される事項は、児童生徒本人や保護者に適切に伝えられることで初めて児童生徒の学習の改善に生かされるものである。このため、日常の指導の場面で、評価についてのフィードバックを行う機会を充実させるとともに、通知表や面談などの機会を通して、保護者との間でも評価に関する情報共有を充実させ、指導要録における文章記述欄については大幅に簡素化を図る。
 - ・各学校の設置者が様式を定めることとされている指導要録と、各学校が独自に作成する通知表のそれぞれの性格を踏まえた上で、域内の各学校において、指導要録の「指導に関する記録」に記載する事項を全て満たす通知表を作成するような場合には、指導要録と通知表の様式を共通のものとすることが可能であることを明示する。

【観点別学習状況の評価と評定の取扱いについて】

- 現在、各教科の評価については、学習状況を分析的に捉える観点別学習状況の評価と、これらを総括的に捉える評定の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされている。また、「(観点別学習状況)において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める⁵⁾」とされている。
- すなわち評定は、各教科の観点別学習状況の評価を総括した数値を示すものであり、児童生徒や保護者にとっては、学習状況を全般的に把握できる指標として捉えられてきており、また、高等学校の入学者選抜やAO・推薦入試を中心とした大学の入学者選抜、奨学金の審査でも用いられている等、広

⁵⁾ 平成22年5月11日 文部科学省初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」

く利用されている。

- 一方で、平成元年の学習指導要領改訂までは、評定は、学習指導要領に定める目標に照らして学年又は学級における位置付けを評価するもの（いわゆる相対評価）とされていた。そのため、いまだに評定が学習指導要領に定める目標に照らして、その実現状況を総括的に評価するもの（いわゆる絶対評価）という趣旨が十分浸透しておらず、児童生徒や保護者の関心が評定に集中し、観点別学習状況の評価に期待される役割が十分発揮されていないと指摘されている。
- また、評定が入学者選抜や奨学金の審査等に利用される際に、観点別学習状況の評価を評定として総括する際の観点ごとの重み付けが学校によって異なるため、生徒一人一人をきめ細かく評価するためには、「観点別学習状況の評価」を活用することが重要との指摘もある。
- こうした指摘等を踏まえると、評定を指導要録や調査書等においてどのように取り扱うか慎重な検討が必要である。特に、従来4観点に基づいて行われてきた観点別学習状況の評価について、3観点での評価とする場合には、観点ごとの重み付けを均等に3分の1ずつとするか、それとも各教科等の特質に応じて重み付けを変えるのかが問題となる。また、国として、こうした点についてどの程度の方針を示すべきかについても検討が必要である。
- なお、検討に当たっては、調査書が指導要録を踏まえて作成されるものである⁶ことから、調査書を実際に利用している入学者選抜、就職活動、奨学金の審査等への影響についても併せて考慮することが必要である。特に、大学入学者選抜については、2021年度からは、一般入試においても調査書をどう活用するか募集要項等に明記することとされていることから、こうした面への影響についても十分検討することが求められる⁷。

⁶ 大学入学者選抜に関して、文部科学省高等教育局長による「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告について（通知）」（平成29年7月13日）においても、「平成36年度～：次期学習指導要領に基づく指導要録の見直しを踏まえ、調査書の様式を見直す際、従前の「全体の評定平均値」の記載欄のさらなる見直しを検討する。」とされている。

⁷ 上記通知においては、調査書の「活用の在り方」について、「今後、各大学の入学者受入れの方針に基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等を「どのように」活用するかを

【学習評価の高等学校入学者選抜・大学入学者選抜での利用について】

答申では、「学習評価にあたっての留意点等」として「次期学習指導要領等の趣旨を踏まえ、高等学校入学者選抜、大学入学者選抜の質的改善が図られるようにする必要がある」としている。

- 学校教育法施行規則第90条第1項においては「高等学校の入学は、第78条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下この条において「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。」と規定されている。
- 上記規定に基づき、現在、公立の高等学校を中心に、高等学校入学者選抜において、中学校において指導要録の記載に基づいて作成される調査書及び学力検査の成績等の資料が利用されている。調査書の利用の比重は選抜方法によって異なるが、推薦入試における学力把握の重要な資料となっているほか、一般入試においても多い場合は学力検査と同程度の比重で位置付けられており、入学者選抜に大きな影響を与えている。
- 高等学校入学者選抜において調査書に基づき中学校の学習評価を利用することについては、主に以下のメリットがあると考えられる。
 - ・ 学力検査を実施しない教科等の学力を把握することができること。
 - ・ 学力検査当日の一時点での成績だけでなく、中学校の一定期間における学習評価を踏まえることで、当該生徒の学力をより正確・公平に把握することができること。
 - ・ 学力検査では把握することが難しい観点も含め、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の各観点をバランスよく把握することができること。
- 一方、以下のような課題も指摘されている。
 - ・ 例えば、中学校の途中まで成績が不良であった生徒が学習改善に取り組んだ場合でも、それまでの成績が大きな比重をもって入学者選抜において考慮される場合、再チャレンジが妨げられる仕組みとなっている。
 - ・ 中学校の通常の授業で行われる日常的な評価が、厳格な公平性が求められる入学者選抜に利用されるため、教師が評価材料の収集や記録、保護

各大学の募集要項等に明記することとする。」とされている。

者への説明責任を果たすことに労力を費やし、学習評価を児童生徒の学習改善や教師の授業改善につなげていくという点がおろそかになっている場合もある。

- ・ 中学生が、入学時から常に入学者選抜を意識した学校生活を送らざるを得なくなっており、自由な議論や行動が抑制されている（教師が「内申に響くぞ」などと調査書への記載に影響することを示唆することで生徒を抑制するような指導が日常的に行われている場合もある。）。
- 中学校における学習評価は、学習改善や授業改善を目的として行われているものであり、高等学校入学者選抜に用いることを一義的な目的として行われるものではない。しかしながら、高等学校入学者選抜において調査書が大きな比重を占めていることから、これが中学校における学習評価やひいては学習活動に大きな影響を与えている。高等学校及びその設置者においては、このような現状も踏まえ、以下の観点から入学者選抜について改善を図っていく必要がある。
- ・ 高等学校入学者選抜については、答申において「中学校における学びの成果を高等学校につなぐものであるとの認識に立ち、知識の理解の質を重視し、資質・能力を育てていく次期学習指導要領の趣旨を踏まえた改善を図ること」が求められている。各高等学校及び設置者においては、次期学習指導要領の趣旨を踏まえた各学校の教育目標達成に向け、入学者選抜の質的改善を図るため、改めて入学者選抜の方針や選抜方法の組合せ、調査書の利用方法、学力検査の内容等について見直しを図ることが必要である。
 - ・ 調査書の利用に当たっては、そのねらいを明らかにし、学力検査の成績との比重や、学年ごとの学習評価の重みづけ等について検討することが必要である。例えば、都道府県教育委員会等において、所管の高等学校に一律の比重で調査書の利用を義務付けているような場合には、各高等学校の入学者選抜の方針に基づいた適切な調査書の利用となるよう改善を図っていくことが必要である。
 - ・ 入学者選抜の改善に当たっては、働き方改革や次期学習指導要領の趣旨等も踏まえ、調査書の作成のために中学校の教職員に過重な負担がかかったり、生徒の主体的な学習活動に悪影響を及ぼしたりすることのないよう、高等学校入学者選抜のために必要な情報の整理や市町村教育委員会及び中学校等との情報共有・連携を図ることが重要である。

- また、大学の入学者選抜においても、今後の議論を通じて、各大学のアドミッション・ポリシーに基づいて、多面的・多角的な評価が行われるよう、調査書を適切に活用することが必要である。その際、指導要録の簡素化の議論を踏まえ、指導要録を基に作成される調査書についても、大学入学者選抜で必要となる情報を整理した上で、検討していくことが求められる。

【障害のある児童生徒に係る学習評価について】

- 障害のある児童生徒に係る学習評価については、児童生徒の障害の状態等に応じた指導と評価を適切に行うことを前提としつつ、特に以下のような観点から改善してはどうか。
 - ・ 知的障害者である児童生徒に対する教育課程においても、文章による記述という考え方を維持しつつ、観点別学習状況を踏まえた評価を取り入れることとする。
 - ・ 障害のある児童生徒については、個別の指導計画に基づく評価等が行われる場合があることを踏まえ、こうした評価等と指導要録との関係を整理することにより、指導に関する記録を大幅に簡素化し、学習評価の結果を指導や学習の改善につなげることに重点を置くべきである。

【国立教育政策研究所が作成する参考資料について】

答申では、「学習指導要領改訂を受けて作成される、学習評価の工夫改善に関する参考資料についても、詳細な基準ではなく、資質・能力を基に再整理された学習指導要領を手掛かりに、教員が評価規準を作成し見取っていくために必要な手順を示すものとなることが望ましい。」としている。また「教員が学習評価の質を高めることができる環境づくり」の観点からの研修の充実等を求めている。

- 国立教育政策研究所が作成する「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」（以下「参考資料」という。）について、以下のような視点で改善を図ることについてどのように考えるか。
 - ・ 今次学習指導要領改訂では、各教科等の目標や内容が資質・能力の三つの柱に再整理されたことを踏まえ、現行の参考資料のように評価規準の設定例を詳細に示すのではなく、学習指導要領の規定から評価規準を作成する際の手順を示すこととする。
 - ・ 現行の参考資料では、学習評価の事例が単元や題材ごとに整理されているが、各教科等の指導内容の特質に照らした場合、単元や題材を超えた長

期的な視点で学習評価を考える必要がある場合も生じ得ることから、学期や年間など単元や題材を超えた長期的な視点に立った評価事例を掲載することも検討する。

- ・ 参考資料に示す評価方法について、各学校における学習評価の信頼性及び妥当性の向上、学習指導や学習評価の柔軟性に配慮して示すこととする。

【外部試験や検定等の学習評価への活用について】

- 学習評価を進めていく上では、通常授業で教師が自ら行う評価だけでなく、全国学力・学習状況調査や高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた試験等、その他外部試験等の結果についても、児童生徒の学習状況を把握するために用いることで、教師が自らの評価を補完したり、必要に応じて修正したりしていくことは重要である。例えば、平素の学習評価を指導の改善につなげることはもとより、児童生徒が受検した検定試験の結果等から、児童生徒の課題等を把握し、自らの指導や評価の改善につなげることも考えられる。
- なお、学習評価は学習指導要領に規定する目標及び内容に照らして、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の各観点から行われるものである。各種の試験や検定等については、学習指導要領とは必ずしも目標や評価の視点が同じではなかったり、学習指導要領に示す各教科の内容を網羅的に問うものではなかったりすることから、それらを考慮する際には、両者の相違を十分に踏まえることが必要である。